

国立大学法人小樽商科大学クロスアポイントメント制度に関する規程

(平成31年3月11日制定)

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人小樽商科大学教員就業規則（以下「就業規則」という。）第9条の2に基づき、小樽商科大学（以下「本学」という。）における教育、研究及び産学連携活動を推進するため、本学におけるクロスアポイントメントの取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「クロスアポイントメント制度」とは、就業規則の適用を受ける教員（以下「教員」という。）が本学以外の高等教育機関、企業、その他の団体及び機関（以下「相手方機関」という。）の職員としての身分を有し、本学及び相手方機関の業務を行うこと（ただし、国立大学法人小樽商科大学に勤務する職員の兼業に関する規程第3条に規定する兼業によるものを除く。）をいう。

(制度の適用)

第3条 本学は、相手方機関との間で、教育研究評議会及び役員会の議を経て、クロスアポイントメント制度に関する協定を締結するものとする。

2 クロスアポイントメント制度を適用する場合は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- 一 本学の教育、研究及び産学連携の活性化に資するものであると認められること。
- 二 本学の利益に相反していないこと。
- 三 本学の教員としての倫理が保持されること。
- 四 本学の教員としての職務遂行に著しい支障がないこと。
- 五 その他本学の職務の公正性、中立性及び信用性の確保に支障が生じないこと。

3 前項第2号については、国立大学法人小樽商科大学利益相反マネジメント委員会規程における取扱いに準じて、前項第3号から第5号までについては、国立大学法人小樽商科大学職員倫理規程及び国立大学法人小樽商科大学に勤務する職員の兼業に関する規程における取扱いに準じて、その要件の具備を判断することとする。

- 4 第1項の協定の締結に当たっては、締結に先立って、教育研究評議会の議を経て、役員会の承認を得るものとする。ただし、本学教員にクロスアポイントメント制度を適用する場合は、当該教員の同意を得たうえで、所属学科、系、専攻またはセンター（以下「学科等」という。）の承認を得た後に、教育研究評議会の議を経て、役員会の承認を得るものとする。
- 5 本学とクロスアポイントメント制度に関する協定を締結できる相手方機関は、本学における教育、研究及び産学連携活動を推進する目的に合致する機関とする。
- 6 クロスアポイントメント制度の適用期間は、1月以上3年までを目安とし、本学が特に必要と認める場合は3年を超える期間とすることができる。ただし、国立大学法人小樽商科大学における教員の任期に関する規程に基づき任期を付して雇用される者については、当該労働契約の期間を超えることができない。

（制度適用期間中の所定労働時間数及び給与の取扱い）

第4条 国立大学法人小樽商科大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第3条の規定にかかわらず、相手方機関との間でクロスアポイントメント制度に関する協定を締結し、当該協定により指定された教員（以下「クロスアポイントメント教員」という。）の所定労働時間は、第6条に定める協議により決定する。

- 2 前項により決定された所定労働時間と勤務時間規程に定める所定労働時間との差に相当する時間についての給与は支給しない。
- 3 クロスアポイントメント教員に支給する給与は、国立大学法人小樽商科大学職員給与規程第3条の規定にかかわらず、本学又は相手方機関のいずれか（以下この項において「支払機関」という。）を通じて一括支給することを原則とする。この場合において、他方の機関は、支払機関に対して給与負担金（当該機関が支給すべき給与相当額（雇用に関して付随するものを含む。以下同じ。）を指す。）を支払うこととする。
- 4 本学が支払機関となる場合において、前項に規定するクロスアポイントメント教員に支給する給与額がクロスアポイントメント制度の適用がない場合における給与相当額を下回るときは、クロスアポイントメント制度の適用期間中、本学は当該クロスアポイントメント教員に対し、必要な補填を行うなどの措置を講ずることができる。

（業務）

第5条 クロスアポイントメント教員は、所属学科等における教育研究、管理運営等に関し、当該学科等における他の教員と同様の権限を有するとともに、他の教員と同様の業務が課されるものとする。ただし、クロスアポイントメント教員と学科等との合意に基づき、権限の一部を制限し、又は業務内容を軽減することができるものとする。

(協議)

第6条 クロスアポイントメント教員に係る勤務時間その他必要な事項については、就業規則その他本学の規程等の規定にかかわらず、相手方機関と本学との間の協議の上、決定するものとする。

2 前項の協議の結果決定した事項のうち、クロスアポイントメント教員の労働条件等に関する事項については、本学が当該教員に通知するものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。